

者が加入又は脱退の申請をした場合に、これを認可すること。
第八條第十号中「産業安全研究

改め、中央職業安定審議会の項中「公共職業安定所」を「労働大臣の諮問に依り、公共職業安定所」に

昭和二十五年五月一日印刷
昭和二十五年五月二日発行
参議院事務局
印刷局 印刷 庁

(第一 部)

第七回 参議院内閣委員会會議録第十六号

(四四八)

昭和二十五年四月十一日(火曜日)午後一時五十七分開会

委員の異動

四月十一日委員横尾龍君辞任につき、その補欠として小杉繁安君を議長において指名した。

本日の會議に付した事件

○労働省設置法等の一部を改正する法律案(内閣送付)
○理事の補欠互選
○北海道開発法案(内閣提出、衆議院送付)
○日本政府在外事務所設置法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(河井彌八君) これより内閣委員会を開会いたします。
労働省設置法等の一部を改正する法律案、これを議題といたします。労働大臣から提案の理由の御説明をお願いいたします。

○國務大臣(鈴木正文君) 労働省設置法等の一部を改正する法律案の審議をせられるに当り、提案の理由を御説明いたします。

御承知のごとく昨年第五国会におきまして、労働省設置法が全面的に改正せられたのでありますが、労働省として、爾来同法によつて労働行政組織の整備及びその円滑なる運用に努めて参つた次第であります。今般、審議會等の整理及び労働基準監督官研修所の設置等の關係上、現行の労働省

設置法及び職業安定法の一部を改正することと必要とするに至つたのでありますが、以下その要点について申し上げます。

第一に審議會等の整理であります。政府といたしましては、かねてから行政機構の簡素化に力をいたしておるものであります。今般各省附屬の各種審議會等をできる限り整理し、行政効率の向上を図ることとなり、労働省といひましたも現在労働省に附屬する審議會等のうち、船員労働連絡會議、安全裝置性能審議會、特別地区職業安定審議會、職業安定連絡協議會、労働統計調査審議會、衛生管理者試験審議會及び職業指導協議會を廃止し、中央特殊技能試験審議會と地方特殊技能試験審議會を統合することとしたのであります。今般整理することとなつた審議會等は、單なる官庁間の連絡に資せんとするもの、或いは未だ現実に設置に至らなかつたもの、或いは行政の運営途上適宜労働關係者の意見を聴くことにより、その欠を補うことができ

るもの等でありまして、政府の審議會の整理の趣旨に即応すると考えられるものであります。尚、現在職業安定法に基き設置されてゐる都道府県職業安定審議會を今般地方職業安定審議會といひましたのは、單に名称の変更に過ぎませんが、別にこれを労働省設置法に新たに規定いたしましたのは、法律形体の單なる整備でありまして、何ら実体的変更を加えたものではありません。

第二に、労働基準監督官研修所の設置であります。労働基準監督官はその職責、権限から言つて、その素質如何は国民に至大の影響を與えると考えられるのであります。従来予算等の關係から研修機關を置かず極めて短期間の講習等によつて職員に教養訓練を行なつて来た実情にありますが、今回新たに労働基準監督官研修所を設けて、新任の監督官のみならず在來からの監督官に対しても長期の訓練を行い、労働基準監督官の素質を向上し、以て労働基準監督行政の一層の充實を図ることとした次第であります。

第三に、國家公務員その他國會の議決を経た歳出予算によつて給與が支給される職員が退職した場合に、昭和二十四年政令第二百六十三号及び政令第二百六十四号により、失業保險法の規定する條件に従つて相当金額を退職金として支給することとされてゐますが、これを公共職業安定所で支給することが退職者にとつて便宜である關係から、今般設置法中職業安定局及び公共職業安定所の事務にこれを加えたのであります。

以上本法案提出理由の概要を御説明いたしました次第であります。何とぞ御審議の上速かに可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(河井彌八君) 委員諸君におきてこの際質疑がありますれば、御発言を願ひます。

○津澤一君 とうとうと、退職手当の支給をするという余分の仕事が増え

たわけですが、これに対する人件費は、定員が増えるか、殖えないか、或いはそれに対する万般の処置ですか、そうした会計面が非常にむづかしいと思ふ。特に手落ちのないよう、會計に精通してゐるような公務員が配置されるように計画ができてゐるかどうか、その点をお伺ひいたします。

○國務大臣(鈴木正文君) これはちよつと速記を止めて置いて下さいませんか。

○委員長(河井彌八君) 速記を止め

(速記中止)

○委員長(河井彌八君) 速記を始め

○竹下重次君 この労働基準監督官研修所の内部組織はどういうことになつておりますか。労働大臣がお急ぎでございまして、大臣から御説明して頂かないでも後で政府委員から御説明を伺つてもいいのですが、どういふふうな組織になさるお心組であるか、それを一応承つて置きたい。

○政府委員(重藤一君) 目下この研修所の組織を定める省令を審議中でございますが、大体の予定といたしましては、第一に予算に縛られるわけがないので、二十五年度におきまして約三百萬円の予算が計上されております。將來はもとこれを増額したいのでございまして、その予算面から申しますと、年二百人の監督官について研修するをいう程度に止まりまして、現在のところの案といたしまして

は産業安全研究所の中にこの施設を設けまして、新任教養と現任教養の二種類ございまして、監督官試験に合格した者を現場に配置して仕事をさせる前に、本年度におきましては約一ヶ月間教養訓練する。それから現在教養は現在すでに監督官として働いておる者について一ヶ月ばかり引あげまして教養する。それから教授關係でございまして、予算上専任教養の予算が二十五年度はございせんので、本省の基準局長が研修所長になりまして、關係の官吏が臨時その教授を兼任するということとで、本年度は余り……ふまけて申しますと感懐つたことはやれないのであります。將來一つ漸次拡大させて行きたいというふうに考えます。

○竹下重次君 現在に比べて組織も完備して立派な教養のできるように御努力になるだろうということとは分りますが、私などよく聞いておりますところによると、監督官の育成が非常に多いとか、いろ／＼な非難もあるようでありまして、そういう点も氣をつけて教養されるだろうと思つておりますが、もう少し具体的に今度できたものと今までの違いが、教習の期間がどう違ふとか、或いは集まる人の数がどう違ふとか、その教課目と申しますか、どういふ点に重点を置いて研究させるのだというふうなことがもう少し大体の見通しがついておるようなら承りたいと思ひます。

○政府委員(重藤一君) 現在と今後と申しますと何でありますか、今まで

研修というものを予算の関係上遺憾ながら全然やっておらんわけでございます。今度初めてこういう制度になりましたもので、いろいろと基準局では研究はしておるようでございませう。具体的に先ず、教科書なり研修材料の整備という点から、始めまして、実際に研修に取かかるのは本年度の下半期ぐらいになると思ひます。今ここで余り具体的に予想して申上げますと、実際と離れることとなると思ひますが、教科書といたしましては、一応憲法、行政法、労働基準法、或いは作業心理学というようなこと、いろいろありますけれども、勿論一ヶ月や三ヶ月でそういうことを全般的にできるわけではございませんから、やはり実務本位の何をやる、殊に労働監督の手引と申しますか、アメリカでもできておりますが、そういう実務心得といったようなものに重点を置いてやるという心構えで検討を進めております。

○榊澤錦一君 この労働時間ですね、八時間労働の問題で現在八時間労働のままでは会社工場がやつて行けない。この労働時間の問題が大分問題になつておるようですが、経営者側から言へば表面上は八時間であるが、実際においては九時間乃至十時間ではなければ採算がとれない、こういうことを言つておるわけですね。基準局が相当これに對して強い監督をしておるといふことは生産を低下させるという声があるわけですね。これに對してどういふ声がある場合、監督官の再研修をして、政府としてはもう八時間以上使つておるもの、或いは未成年者を使つておるもの、こういうものを徹底的にやる意思があるか、或いは緩めるつもりでやるのか、適宜ここに監督官の研修をして弾力性を持たせるといふ意味か、或いは弾力性を持たせないで徹底的にこの違反を追及させるというために研修をして行くのか、この政府の見解を聞きたい。

○國務大臣(鈴木正文君) これは大変しんどい出て来る面も非常にございませう。御質問なんです、労働省といたしましては、そのどちらでもない、要するに労働基準法は一つの労働者の労働條件の憲法であつて、世界共通のものでもあつて、日本も当然これを守つて行かなければならないという原則であるのでありまして、これはやはり如何なる内閣でも、いつでも近代的な生産組織の中においては必ず守つて行かなければならない基本的な法律だと考えております。併し実際の運用に当りましては、それ／＼の国情、段階に應じて手加減をして、緩めるというやういう意味ではありませぬけれども、不当なる行過ぎとか何のないやうに、そして労使双方の意向をよく聞いて法の精神を円滑に運用して行く上には、どうしても人の問題が一番重要な事項になつて来る。これはその関係であります。例へば大蔵省関係の税金の問題にしても、その人員の問題が大きい意味を持つておると同様に、労働基準行政におきましても、法律の解釈は今申した通りであります、その運用に當つては第一線でそれに當る人の素質というものは非常に重要なことになつて参りますからして、研修所を設けな意味は基準法自体を強めようとか弱めようということとは何の関係もないのでありまして、不当な摩擦は避けて

円滑に事情に照しながら法の精神を活して行く、そういうことがやり得る程度の基準監督官を揃へたいというところにあるのでありますからして、緩めるとか強めるといふ御質問に對しては、緩めも強めも皆ありませんので、円滑にやるのが、事情に適したやり方で法の精神を活して行くというところを以て了解を得たいと思ひます。

○島津忠彦君 只今大臣からこの改正案の趣旨について伺つたのですけれども、この改正案の内容につきましても、伺つた方がよいにやないかと思ひます。

○政府委員(榊澤錦一君) それでは少くも、その内容につきましても、概略を申上げます。

第一に整理される審議会につきましても、簡単に申上げます。整理される審議会の第一として、船員労働連合会と船員労働行政が運輸省で所管しております関係上、労働行政全般を取扱つておる労働省と行政方針等につきましても、緊密な連絡を取りたいということとで設けられた連絡会議でございますが、その実体は役人が委員になつておるのでございませう。制度的には審議会といふたやうなものを置かなくても随時必要に応じて役人に連絡させればよろしいという趣旨で廃止するということにいたしましたわけでありませう。それから特殊技能試験審議会、これは現在中央と地方にありまして、おの／＼汽かん士とか、汽かん接士とか、機車機の運転士とか、危険な作業に従事するものにつきましては、現在基準法に基いて免許制度を取つておるのであります。この免許に際しまして試験をするので

あります。その試験につきまして試験の問題とか、試験の基準、問題の作成とか、或いは実技試験につきましてどういふ機車機を使うとか、こういう問題を審議することが今後とも必要なのであります。この機会に中央と地方とを一元化したしまして、中央と地方と有機的に連絡したものに改正したい。形の上からいいますと、中央、地方が一旦廃止されたやうになり、新たに両省を統合した特殊技能試験審議会を作るといふことにいたしておるのであります。それから安全装置性能審議会といふのがございませう。これは労働基準法に基きまして、本省の基準局長が安全装置の性能基準を定めることになつておるのでありますが、その性能認定の基準を局長が決めるに際しまして、学識経験者の意見を聞くために設けられた審議会である。ところが基準法制定以來この数年間に大體所要の性能認定の大半の仕事が終りましたので、今後この仕事は殆んどない。仮にあつてもその都度関係の学識経験者の意見を聞いてやるので、制度として廃止するということとであります。それから特別地区職業安定審議会、現在安定審議会は職業安定法、失業保険法等の施行に關する諮問機関でございますが、これは労働省本省、それから二府県以上を所轄するブロックごとの安定審議会と、各都道府県にある審議会と、それから県内の一部を管轄する地区安定審議会という四段階になつておるのであります。これをこの際整理いたしまして、労働省本省にある審議会と都道府県にある審議会、この二本建にして、他のブロックごとのものと、県内の一部を管轄するものは原則として設けないとい

うふうに整理する。ただ同僚労働條約等にもありまして、その筋の要望もありますので、ブロック或いは地区ごとに設けられたやつは原則として設けないが、必要に応じては設け得るという根拠だけは残して置きたいということとで、その旨を設置法と安定法の両面に跨りまして、改正規定を設けたのでございませう。尚職業安定連絡協議会といふのも整理される一つになつておりますが、これは職業安定行政につきましても、関係省の役人の連絡会議なのであります。役人の連絡会議はこれを設けられましてから二回ばかり開いた例が、ありますが、常設的に委員を決めて何いたしますよりも、必要の事項に應じて関係官吏の会議をその都度開いて、一つも差支ないし、場合によつてはその方がいいということもございませうので、整理することにいたしましたわけでありませう。それから労働統計調査審議会といふのも、これけいつ最近できまして二回ばかりしか開いてございませぬが、これも労働統計の審議機関として設けられたのであります。大體労働統計の企画といつたやうなことは整備いたされまして、内閣に別に統計委員会といふやうなものもございませうので、制度的なものとしてはそれ程重要ではない。必要に応じて学識経験者の意見は聴くこともできるというので、廃止したのであります。それから衛生管理者試験審議会といふのがございませうが、これも基準法に基きます衛生管理者の試験をする際における資格問題だとか何とかでございませうが、これは前の特殊技能とは違ひまして、僅く年一週とか二週とかでございませう、その都度試験委員を臨時にお願い

めようということとは何の関係もないのでありまして、不当な摩擦は避けて

免許制度を取つておるのであります。この免許に際しまして試験をするので

ロッケごとのものと、県内の一部を管轄するものは原則として設けないとい

年に一遍とか二遍とかでございまして、その都度試験委員を臨時にお願い

りまして、北海道開発庁でつかかす体となつて推進を図る、こういうことに

まするところの北海道との関係はどうかという御質問のように伺つたのでございますが、仰せのように北海道開発庁の行いますところの計画、又それに基く事業なるものは、北海道が実施事務として行いますところの事業とは直接の関係はないわけでございませう。併しながら現在でも図の行う北海道開発事業は、現地におきましては、北海道知事に委任して実施せしめております場合が多いのでありまするし、将来も又そういうような仕組で行く場合もあらうかと思つたのでありまするが、図の行う事業も北海道の行う事業も密接な関係の上に立つて北海道の完全な開発が一体的に行なわねばいけませんので、この間の調整につきては、地元であります北海道と連絡を密にして、遺憾のないようにして行くのが、これは筋道だろうと思ひます。ところでこの法案におきましては、こういうような考え方から、関係地方公共団体、即ち道及び関係市町村、そういう方の意向を北海道総合開発計画に十分に反映せしめするために、関係地方公共団体が開発計画に關しまして内閣に意見を申出るといふ途を一つ作つておきますのと、それから更にもう一つは、御指摘もありましたように、北海道開発審議会の委員の中に北海道知事なり道会の議長なりを加えることによりまして、その間の調整が實際に円滑に行われますような措置を法案の中に講じておるような次第なのでございます。

○堀眞孝君　北海道開発審議會の問題でありまするが、北海道開発審議會は第九條によりますと、調査審議の機関であり、諮問機関である、こういう形

ては、その実施の掌に當る機關をどう
いうふうにするか、或いは必要に應じ
て特別な公社というような機關を設け

海運開港計画を立てる、この目的
があるわけでございますので、只今の
ところ具体的に如何なる路線をどの地

計画の立案ということ、地元であり

であり、諸機關である、こういう形

になつておりますが、その構成を見ま
すと、両院の議員が八名も入つてお

予定しておるのであります。

次に、国会議員が行政機關に關與す

るということが如何なるものであらう
か、こういう御質問でございますが、

度が適當ではなからうかと、かように
考へておる次第でございます。

りますから、そういう面から見まして
むしろ學識経験者の方をもつと比率を

と、大抵二十名以内で以て組織する
という事になります。と、大抵
両院議員が半数近くも占めるといふこ
とになつてゐるのでございます。その
開發議會の任務から申しまして、諮問
機關であり調査審議の機關であるとい
ふことになつてゐるのであります。こ
の点につきましても、両院議員がこ
んなに多数参加するといふことが果し
て適當かどうかといふことが一つ。そ

て、恐らく国会としてはこの種重要な
國策に對しまして意見を述べざる機關に
對しましては、衆参兩院議員がこれに
参加するといふことが果して認めるこ
とができるかどうかといふことの二つ
の問題について御質問申上げたいと思
います。

をいたしたのであります。これにつき
ましては、現在他の機關におきまして
も或る程度兩院議員が参加してある
ものもあつて、これを参考として
たしまして、又事柄の性質から考へて
やはり相成るべくは成るべく多数の方
に御参加願ふことが審議會の本質から
考へて必要ではなからうか、こ

土地の問題の學識経験者が一人で足
りないといふ形のものではなくて、農地
の關係もありましようし、それから又
道路關係もありましようし、つまり土
木關係も、それからその他の諸關係も
入つて来るものと予想されるわけであ
ります。又ここに挙げられております
る主なるものだけを見ましても、土
地、水面、山林、鉱物、電力その他な
つておるのであります。こ

い、比較検討をして見たので
あります。その結果、學識経験のある
方々につきましても大抵十人程度であ
らば目的が達成できるのではないだ
らうか、こ

〇政府委員(小野哲吉) 只今御指摘に
なりました北海道開發審議會に国会議
員が兩院院を通じて八名を予定し
たしておりますことにつきまして、お
答をいたしたいと思ひますが、先ず
この北海道開發の問題は、提案の理由
にも申述べましたように、國民經濟の
復興及び人口問題の解決という國家的
見地からこれを行うことになつてお

〇堀眞琴君 只今の御説明で、一応了
解できるわけですが、ただ審議會の構
成員の中で八名も兩院議員が占める
といふことは、これは私はどうしても
適當ではないと思ひます。なぜなら
ば、國の施策の一環として総合的な計
画を立てる。而もその内容は土地問
題、水面、山林、鉱物、云々と第二條の
第二項にありますが、相當広範圍
に亘るものと予想されるわけですが、而
も學識経験のある者として審議會の委
員に任命される者は十名以内といふこ
とになつておるのであります。そ

〇政府委員(小野哲吉) 只今お話があ
りましたように、兩院議員を五名乃至
三名といふことに決めましたことにつ
いては、いろいろ立案に當りまして研究
をいたしたのであります。これにつき
ましては、現在他の機關におきまして
も或る程度兩院議員が参加してある
ものもあつて、これを参考として
たしまして、又事柄の性質から考へて
やはり相成るべくは成るべく多数の方
に御参加願ふことが審議會の本質から
考へて必要ではなからうか、こ

〇堀眞琴君 只今の御説明で、一応了
解できるわけですが、ただ審議會の構
成員の中で八名も兩院議員が占める
といふことは、これは私はどうしても
適當ではないと思ひます。なぜなら
ば、國の施策の一環として総合的な計
画を立てる。而もその内容は土地問
題、水面、山林、鉱物、云々と第二條の
第二項にありますが、相當広範圍
に亘るものと予想されるわけですが、而
も學識経験のある者として審議會の委
員に任命される者は十名以内といふこ
とになつておるのであります。そ

〇堀眞琴君 只今の御説明で、一応了
解できるわけですが、ただ審議會の構
成員の中で八名も兩院議員が占める
といふことは、これは私はどうしても
適當ではないと思ひます。なぜなら
ば、國の施策の一環として総合的な計
画を立てる。而もその内容は土地問
題、水面、山林、鉱物、云々と第二條の
第二項にありますが、相當広範圍
に亘るものと予想されるわけですが、而
も學識経験のある者として審議會の委
員に任命される者は十名以内といふこ
とになつておるのであります。そ

〇堀眞琴君 只今の御説明で、一応了
解できるわけですが、ただ審議會の構
成員の中で八名も兩院議員が占める
といふことは、これは私はどうしても
適當ではないと思ひます。なぜなら
ば、國の施策の一環として総合的な計
画を立てる。而もその内容は土地問
題、水面、山林、鉱物、云々と第二條の
第二項にありますが、相當広範圍
に亘るものと予想されるわけですが、而
も學識経験のある者として審議會の委
員に任命される者は十名以内といふこ
とになつておるのであります。そ

〇堀眞琴君 只今の御説明で、一応了
解できるわけですが、ただ審議會の構
成員の中で八名も兩院議員が占める
といふことは、これは私はどうしても
適當ではないと思ひます。なぜなら
ば、國の施策の一環として総合的な計
画を立てる。而もその内容は土地問
題、水面、山林、鉱物、云々と第二條の
第二項にありますが、相當広範圍
に亘るものと予想されるわけですが、而
も學識経験のある者として審議會の委
員に任命される者は十名以内といふこ
とになつておるのであります。そ

〇堀眞琴君 只今の御説明で、一応了
解できるわけですが、ただ審議會の構
成員の中で八名も兩院議員が占める
といふことは、これは私はどうしても
適當ではないと思ひます。なぜなら
ば、國の施策の一環として総合的な計
画を立てる。而もその内容は土地問
題、水面、山林、鉱物、云々と第二條の
第二項にありますが、相當広範圍
に亘るものと予想されるわけですが、而
も學識経験のある者として審議會の委
員に任命される者は十名以内といふこ
とになつておるのであります。そ

〇堀眞琴君 只今の御説明で、一応了
解できるわけですが、ただ審議會の構
成員の中で八名も兩院議員が占める
といふことは、これは私はどうしても
適當ではないと思ひます。なぜなら
ば、國の施策の一環として総合的な計
画を立てる。而もその内容は土地問
題、水面、山林、鉱物、云々と第二條の
第二項にありますが、相當広範圍
に亘るものと予想されるわけですが、而
も學識経験のある者として審議會の委
員に任命される者は十名以内といふこ
とになつておるのであります。そ

〇堀眞琴君 只今の御説明で、一応了
解できるわけですが、ただ審議會の構
成員の中で八名も兩院議員が占める
といふことは、これは私はどうしても
適當ではないと思ひます。なぜなら
ば、國の施策の一環として総合的な計
画を立てる。而もその内容は土地問
題、水面、山林、鉱物、云々と第二條の
第二項にありますが、相當広範圍
に亘るものと予想されるわけですが、而
も學識経験のある者として審議會の委
員に任命される者は十名以内といふこ
とになつておるのであります。そ

〇堀眞琴君 只今の御説明で、一応了
解できるわけですが、ただ審議會の構
成員の中で八名も兩院議員が占める
といふことは、これは私はどうしても
適當ではないと思ひます。なぜなら
ば、國の施策の一環として総合的な計
画を立てる。而もその内容は土地問
題、水面、山林、鉱物、云々と第二條の
第二項にありますが、相當広範圍
に亘るものと予想されるわけですが、而
も學識経験のある者として審議會の委
員に任命される者は十名以内といふこ
とになつておるのであります。そ

〇堀眞琴君 只今の御説明で、一応了
解できるわけですが、ただ審議會の構
成員の中で八名も兩院議員が占める
といふことは、これは私はどうしても
適當ではないと思ひます。なぜなら
ば、國の施策の一環として総合的な計
画を立てる。而もその内容は土地問
題、水面、山林、鉱物、云々と第二條の
第二項にありますが、相當広範圍
に亘るものと予想されるわけですが、而
も學識経験のある者として審議會の委
員に任命される者は十名以内といふこ
とになつておるのであります。そ

〇堀眞琴君 只今の御説明で、一応了
解できるわけですが、ただ審議會の構
成員の中で八名も兩院議員が占める
といふことは、これは私はどうしても
適當ではないと思ひます。なぜなら
ば、國の施策の一環として総合的な計
画を立てる。而もその内容は土地問
題、水面、山林、鉱物、云々と第二條の
第二項にありますが、相當広範圍
に亘るものと予想されるわけですが、而
も學識経験のある者として審議會の委
員に任命される者は十名以内といふこ
とになつておるのであります。そ

〇堀眞琴君 只今の御説明で、一応了
解できるわけですが、ただ審議會の構
成員の中で八名も兩院議員が占める
といふことは、これは私はどうしても
適當ではないと思ひます。なぜなら
ば、國の施策の一環として総合的な計
画を立てる。而もその内容は土地問
題、水面、山林、鉱物、云々と第二條の
第二項にありますが、相當広範圍
に亘るものと予想されるわけですが、而
も學識経験のある者として審議會の委
員に任命される者は十名以内といふこ
とになつておるのであります。そ

〇堀眞琴君 只今の御説明で、一応了
解できるわけですが、ただ審議會の構
成員の中で八名も兩院議員が占める
といふことは、これは私はどうしても
適當ではないと思ひます。なぜなら
ば、國の施策の一環として総合的な計
画を立てる。而もその内容は土地問
題、水面、山林、鉱物、云々と第二條の
第二項にありますが、相當広範圍
に亘るものと予想されるわけですが、而
も學識経験のある者として審議會の委
員に任命される者は十名以内といふこ
とになつておるのであります。そ

〇堀眞琴君 只今の御説明で、一応了
解できるわけですが、ただ審議會の構
成員の中で八名も兩院議員が占める
といふことは、これは私はどうしても
適當ではないと思ひます。なぜなら
ば、國の施策の一環として総合的な計
画を立てる。而もその内容は土地問
題、水面、山林、鉱物、云々と第二條の
第二項にありますが、相當広範圍
に亘るものと予想されるわけですが、而
も學識経験のある者として審議會の委
員に任命される者は十名以内といふこ
とになつておるのであります。そ

〇堀眞琴君 只今の御説明で、一応了
解できるわけですが、ただ審議會の構
成員の中で八名も兩院議員が占める
といふことは、これは私はどうしても
適當ではないと思ひます。なぜなら
ば、國の施策の一環として総合的な計
画を立てる。而もその内容は土地問
題、水面、山林、鉱物、云々と第二條の
第二項にありますが、相當広範圍
に亘るものと予想されるわけですが、而
も學識経験のある者として審議會の委
員に任命される者は十名以内といふこ
とになつておるのであります。そ

〇堀眞琴君 只今の御説明で、一応了
解できるわけですが、ただ審議會の構
成員の中で八名も兩院議員が占める
といふことは、これは私はどうしても
適當ではないと思ひます。なぜなら
ば、國の施策の一環として総合的な計
画を立てる。而もその内容は土地問
題、水面、山林、鉱物、云々と第二條の
第二項にありますが、相當広範圍
に亘るものと予想されるわけですが、而
も學識経験のある者として審議會の委
員に任命される者は十名以内といふこ
とになつておるのであります。そ

〇堀眞琴君 只今の御説明で、一応了
解できるわけですが、ただ審議會の構
成員の中で八名も兩院議員が占める
といふことは、これは私はどうしても
適當ではないと思ひます。なぜなら
ば、國の施策の一環として総合的な計
画を立てる。而もその内容は土地問
題、水面、山林、鉱物、云々と第二條の
第二項にありますが、相當広範圍
に亘るものと予想されるわけですが、而
も學識経験のある者として審議會の委
員に任命される者は十名以内といふこ
とになつておるのであります。そ

〇堀眞琴君 只今の御説明で、一応了
解できるわけですが、ただ審議會の構
成員の中で八名も兩院議員が占める
といふことは、これは私はどうしても
適當ではないと思ひます。なぜなら
ば、國の施策の一環として総合的な計
画を立てる。而もその内容は土地問
題、水面、山林、鉱物、云々と第二條の
第二項にありますが、相當広範圍
に亘るものと予想されるわけですが、而
も學識経験のある者として審議會の委
員に任命される者は十名以内といふこ
とになつておるのであります。そ

方に廻すというお考えはありませんでしようか。その方が議員二十名を以て組織するという枠を外さないで、而も審議会としての機能を十分發揮することが出来るのではないかと考えるのでありますが、その点については如何でございますか。

○政府委員(小野哲吉) 只今お話になりましたような考え方もあるかと思ひます。ただこの法案といたしましては、他の機関の例もございまして、且つ大人数に依りてその人数を決めるということが一応常識的であらうという氣持からかようにいたしておるのであります。この際は衆議院の五名を二人減して、その二人を学識経験のある者の方へ廻すという案は考えは持つておらないのでございます。

○梅津統一君 やはり第十條の問題ですが、北海道の開発計画が勿論国土開発の一環として大きく取上げられていくわけですが、この衆議院議員のうちから、或いは参議院議員のうちからの委員の問題ですが、この五人をどういう形で衆議院が指名するか。恐らくこれは年次計画を踏んで行くので、今年限りという問題ではない。凡そ相当期間をかけてこれは開発して行くべきものだ、こういう建前から考えて、私はこれには政治的な色彩がない筈だと思ふのです。衆議院が指名する場合に或る党派の勢力関係がこれに影響するかどうか。参議院も勿論だと思ひますが、この問題に対しては超党派的にやつて行く關係から、各党或いは各会派も当然代表として入るべきである、こういうふうな考えられるわけですね。国民全体の代表と言へば、これは現在自由党が人数が多い、併しながら将来ま

でも数が多いとは考えられない、こういう点から考えて、党の勢力關係を考慮してやるか、或いは党の勢力關係は全然考えないで、一つの新しい性格の下にこの委員を任命するかにかつておもうのですが、これに対して官房長官の御意見を伺ひたいと思ひます。

○國務大臣(増田甲子七君) 梅津さんにお答え申し上げます。堀さんの御質問も御尤もでございます。我々は学識経験のある方々に北海道開発計画の立案、調査に是非参画を願ひ、一番働いて頂くことを期待いたしております。それから学識経験關係としてここに十名挙げておられますが、北海道開発審議会の委員は学識経験を主として私はいいのじやないかと考えております。北海道のことについては特に学識経験あるということについては、もう経験の方においては極めて豊富をお持ちのこととは通知事、道会議長等いずれもその通りであります。それから衆議院、参議院におきましても、堀さんの御指摘の学識経験といった見地から我々は遂行いたしたい、そうして御指名申し上げます。こう考えております。

○梅津統一君 そこで学識経験者の中から、両院から選ぶという御説明ですが、そうするとこれを凡そ政党というものは考えない、数の勢力は考えないで、少数の中にも学識経験者は相当多いと思ひます。数が多いから学識経験者はそれに比例するとも限らない。そういう点からもう一度この選考に対しての官房長官の御意見を伺ひたいと思ひます。

○國務大臣(増田甲子七君) 学識経験といったような見地からどうしても私

共が御指名申し上げる方が適當ではないかと考えております。ただ併し数が多いから必ずしもその道比例になるといふことも言えませんが、まあ数が多いければ学識経験者の数も自然多いといふふうな考えられます。併しながら主として私共は学識経験という見地から選考いたしたいということは、この場合明言し得るわけですね。

○梅津統一君 この委員の数が非常に少ないのです。五名と三名ですから、こういう場合はその数がものを言うといふことについて、正しい解釈かどうかという点をお聞きしたいと思ひます。

○國務大臣(増田甲子七君) 私は数に比例してというふうには考えません。ただ数に逆比例するとも考えないので、要するに多い方の中には自然学識経験者も多いといふことは自然の道理ではないか、こういうふうな考えます。

○梅津統一君 それは委員の数が多いう場合はそれは理論は成立つのです。そういう方程式が出来ると思ひます。併し数の少ない場合にはそういうことも凡そ式の中に當嵌らない、こういうふうな考えます。それに対する一般理論をお聞きしたいと思ひます。

○國務大臣(増田甲子七君) 一般理論としては学識経験者である方を中心として選考いたして行く、これ以上は申し上げかねる次第であります。

○梅津統一君 そうすると、政治的な問題は凡そ考えられないといふことで了解してよろしいと思ひますか、その点をお聞きしたい。

○國務大臣(増田甲子七君) 主として学識経験者という見地から選考いたし

たい、こう考えております。

○梅津統一君 政党はですね、この問題に学識経験者の中から政党というものは完全に拂拭して考えるかどうかという、その点をお聞きしたいと思ひます。

○國務大臣(増田甲子七君) 私共の選考する標準は、飽くまでも衆参両院の方々はもとより学識経験者であるから衆参両院に選ばれてゐる次第であります。併しながら北海道開発の見地から、又学識経験というふうな一つの枠なり物差が出て来るわけでありまして、そういう見地から衆参両院の中から指名申上げる人を選びたい、こう考えておりました。政党内閣制にするしな

いといふことはこの際明言いたしかねます。併しながら先程から申上げておられます通り、数の多いところには必ず学識経験者も比例的に多いといふことはものの道理ではないか、こう考えております。

○梅津統一君 どうもそうすると論理が両立すると思ふのです。学識経験者一本で行けば必ず片方は否定される。数が多ければ学識経験者がいるといふことと、これは二本建になります。そこで学識経験者という点から特に考えれば、その他の問題は当然否定される。私はこう考えるのです。それに対して数の多い中から、今大変に学識経験者が多い、これはいふも構わな

い。併しながら原則として学識経験者を基準に考える、それなら政党の問題は枠外に取らなくやならない、こういうふうなふうに私は考えるのです。が、長官のそれに対する論理をもう少し明快にして貰ひたいと思ひます。

○國務大臣(増田甲子七君) 併しながらものには公算というものがあつまして、凡そ数の多いところには学識経験者も多いといふような一つのこれは科学上の真理ではないかと思ひます。

○梅津統一君 もうこの程度で了解して置きます。

○委員(河井彌八君) 如何でしようか、尙御質疑がありますれば、この際お願いいたします。——なければ本案の討議に入りたいと思ひますが、御異存ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(河井彌八君) 御異議ないものと認めます。

○町村敬貴君 私はこの法案は、今後の日本の人口問題の解決に相当大きな役割を持つものであると思ひますので、今後これを実行するに當りまして、政府が開発庁並びにこれを実行いたしますところの各省、それと北海道庁との、この最も緊密な關係を取られますことを切に希望いたして、本案に賛成するものであります。

○梅津統一君 もう再三出しておると思いますが、この開発に當つて、各省のセクショナリズムに陥らないように政府は十分注意をして貰ひたいといふことが第一点、それから開発には必ず開発ボスというボスの跳梁を十分警戒して、北海道開発の本當の、長官の言われる真理のために推進してやられることを希望して私は賛成いたします。

○竹下重次君 本法律案の附則第一項但書の「附則第三項の規定中、總理府設置法附則第五項及び第六項の改正規定は、同年四月一日から施行する。」といふことになつておりますが、この法律の成立見込み期日が都合によりまして今日まで遅延いたしておりますので

ういふふうにかえらるるわけです。国民全体の代表と言へば、これは現在自由党が人数は多い、併しながら将来ま

と思ひます。○國務大臣(増田甲子七君) 学識経験と云つたような見地からどうして私

点をお聞きしたい。○國務大臣(増田甲子七君) 主として学識経験者という見地から選考いたし

が、長官のそれに対する論議をもう少し明快にして貰いたいと思ひます。○國務大臣(増田甲子七君) 併しなが

の成立見込み期日が都合によりまして今日まで遅延いたしておりますの

で、本法案の一部を修正する必要があると思ひます。以下修正案を朗読いたしまして、修正案に対して御同意を願

北海道開発法案の一部を次のよう

に修正する。
附則第一項中「同年四月一日」を

「公布の日」に改める。
以上の通りであります。

○委員長(河井彌八君) 大体御意見の御発表はこれでよろしいとございませ

か。――それでは御意見はもうこれで盡きたものと認めます。只今竹下委員

のお述べになりました修正の点であります。昨日これはカニニ委員からも御発言がありまして、そのとき取敢えず関係筋の許可を得る手続きを取つて

したので、而して本日それは差支ないという許可が参つておりました。それでこの北海道開発法案について採決をしようと思ひます。只今の竹下委員の修正案を議題といたします。同意の諸君の挙手を願ひます。

○委員長(河井彌八君) 全会一致であります。
次にその他の全部を議題といたします。賛成の諸君の挙手を願ひます。

○委員長(河井彌八君) 全会一致であります。つきましては、これで北海道開発法案は修正議決すべきものと決定いたしました。そこで委員長は報告につ

きましては、委員長にお委せを願ひたいと思ひます。
「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。尚賛成の諸君の御署名を願ひます。

○委員長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。尚賛成の諸君の御署名を願ひます。

多数意見者署名

町村 敬貴 竹下 豊次
梅津 錦一 大隈 信幸
島津 忠彦 小杉 繁安
堀 眞琴

○委員長(河井彌八君) それでは次に日本政府在外事務所設置法案、これを議題といたします。本案につきましては、昨日大分質疑がありましたので、尚引續いて質疑がある方は御発言を願ひます。

○政府委員(千葉龍君) 昨日の委員会

で御質疑のありました点につきまして説明し、又説明いたしました点に間違

いがございまして、訂正いたしましたと思ひます。委員長から御質問があり

ました設置法案の第十條に勤務手当及び住居手当の日割計算について先ず御説

明したいと思ひます。この規定は在勤手当、住居手当の日割計算の方法を

実際に会計職員が計算をいたします。その順序を逐いまして規定いたしましたものであります。現在公務員の本俸につ

き日割計算をいたします場合と全く同じでございます。この文面を用いますと、「勤務した日数」或いは「その月の

現日数」とか或いは「勤務を要しない日数」とかいつたような表現を用い

まして、非常に分りにくいのでござい

の月の現日数から勤務を要しない日数を差し引いた日数」といつたような文句になつておりますが、これを「勤務を要する日数」というふうに置き替へても同じではなからうかという御意見

があつたようであります。實際には同じであります。ただ先程も申しましたように、実際の計算に当ります場

合に、こういうふうにいたしました方が便宜であるのでございましては、そのように御了承を願ひたいのでありま

す。
第二に竹下委員から第八條の二項、

住居手当につきまして、職員が現地に配偶者を同伴いたしました現地で離婚があつた場合にもかような規定が或いは必要ではないか、こういう御意見であつたと存じますが、ここにござい

ますこの規定は職員が死亡いたしました場合に、その配偶者を特に気の毒と考

えまして、又別に外に救済の方法があら

りませんので、特にこの住居手当を支給するといふ趣旨のものでありまし

て、離婚の場合につきまして考えますと、この住居手当は本来配偶者を同伴

しております故を以て職員に支給されるものであります。どこまでも支給さ

れる者は職員であるわけでありまして、離婚のあります場合には、離婚により

まして職員の方から言へば支給を受ける原因がなくなる。又離婚された方

から見ると、直接には支給を受け

せんし、又その必要もないと考えられ

ますので、そのことはここに規定して

おらないのであります。以上御了承願

ひます。
○竹下豊次君 只今の御説明は十分

納得行かぬ点がありますけれども、昨日の御説明を承つております

という、外国で實際離婚されるとい

う事例は殆んどないというお話でもあ

りましたから、一応今の御説明で了承

いたしました。特に修正案を出さうと

いうところまでは考えないことといた

したいと思ひます。
○委員長(河井彌八君) 私から一つお

伺いしますが、この別表の在勤手当の

年額で、これは一号から十号まであつて相当開きがある、これは身分に

助職員と申します比較的年輩の若い者には七号、八号、九号、十号のうち

づれかをそれ、本人の現在の持つて

おります、公務員として持つておりま

す給與の高低によりまして支給するつ

もりであります。
○梅津錦一君 日本政府の在外事務所

の設置ですね。現在では大体全部アメ

リカになつておりますが、将来在外事

務所をその他の国に設置する政府は意

図があるかどうか。それをちよつとお

聞きしたい。
○政府委員(島津久大君) 差当りアメ

リカ関係で充足するわけでござい

ます。又在留民の派山おる所というよ

うな国にはできるだけ教多くなるだけ早い機会に設置したい希望でござい

○委員長(河井清八君) 全会一致であります。本条につきましても、委員長の報告は委員長にお任せを願ひとう存

外務事務官 千葉 皓君
外務事務官 川村 松太郎
外務事務官 大田房 長
外務事務官 大田房 長

四 沿岸漁業及び内水面漁業の指導監督に關する事務を處理すること。

格審議会の部を創り、同條第二項中「水産物規格審議會」については指定農林物資検査法」を創る。

二 長官の官印及び庁印の管守
三 公文書類の接受、発送、編さん及び保存

四 職員に關する事項

五 職員に關する事項

六 法令案の審査その他総合調整に關する事項

七 部局の設置及び廃止並びに分課に關する事項

八 行政の考査に關する事項

九 調査及び統計の調整に關する事項

十 經費及び収入の予算、決算及び會計並びにこれらの監査に關する事項

十一 国有財産及び物品の管理に關する事項

十二 渉外事務に關する事項

十三 前各号に掲げるものの外、海上保安庁の所掌事務で他部及び他の機關の所掌に屬しない事務に關する事項

第六條の次に次の一條を加える。

第六條の二 船舶技術部において、左の事務を掌る。

一 海上保安庁の船舶についての技術的事項の企画及び総合調整に關する事項

二 海上保安庁の船舶の建造及び維持

第七條を次のように改める。

第七條 警備救難部においては、左の事務を掌る。

一 法令の海上における勵行に關する事項

二 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災事變その他救済を必要とする場合における

援助に關する事項

三 船舶交通の障害の除去に關する事項

四 海上保安庁以外の者で海上において人命、積荷及び船舶の救助を行うもの並びに船舶交通に對する障害を除去するものの監督に關する事項

五 旅客又は貨物の海上運送に従事する者に対する海上における保安のため必要な監督に關する事項

六 航法及び船舶交通に關する信号に關する事項

七 沿岸水域における巡視警戒に關する事項

八 海上における暴動及び騒亂の鎮圧に關する事項

九 海上における犯人の捜査及び逮捕に關する事項

十 前各号に掲げる事務を遂行するために使用する海上保安庁の船舶の整備計画及び運用に關する事項

十一 海上保安庁の使用する通信施設の建設、保守及び運用に關する事項

十二 国家地方警察及び自治警察(以下「警察行政庁」という。)、税関、検疫所その他の關係行政庁との間における協力、共助及び連絡に關する事項

第七條の二「保安部」を「海事検査部」に改め、同條第五号を削り、第六号を第五号とし、以下一号ずつ繰り上げる。

第八條に次の一号を加える。

五 前各号に掲げる事務を遂行するために使用する海上保安庁の

船舶の整備計画及び運用に關する事項

第九條に次の一條を加える。

四 前各号に掲げる事務を遂行するために使用する海上保安庁の船舶の整備計画及び運用に關する事項

第十一條第一項中「大長一人」を「大長一人及び警備救難部一人」に改め、同條に次の一項を加える。

警備救難部は、長官を助け、船舶技術部及び警備救難部の所掌事務を統轄する。

第十二條を次のように改める。

第十二條 全国を六海上保安管区に分ち、海上保安管区ごとに管区海上保安本部を置き、海上保安庁の所掌事務を分掌させる。

海上保安管区の区域及び名称並びに管区海上保安本部の位置及び名称は、別表の通りとする。

第十二條の次に次の一條を加える。

第十二條の二 管区海上保安本部に、左の六部を置く。但し、必要に応じて運輸大臣の定めるところにより、部の数を減ずることができ。

総務部

船舶技術部

警備救難部

海事検査部

水路部

燈台部

前項に定めるものの外、管区海上保安本部の内部組織の細目は、運輸省令で定める。

第十三條を次のように改める。

第十三條 運輸大臣は、管区海上保

安本部の事務の一部を分掌させるため、所要の地に、海上保安部その他の事務所を置くことができる。その名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は、運輸省令で定める。

第十六條を次のように改める。

第十六條 海上保安官は、第七條第二号に掲げる職務を行うため若しくは犯人を逮捕するに當り、又は非常事態に際し、必要があるときは、附近にある人及び船舶に對し、協力を求めることができる。

第二十條を次のように改める。

第二十條 海上保安官の武器の使用については、警察官等職務執行法(昭和二十三年法律第三十六号)第七條を準用する。

第二十二條第二項中「第七号」を「第六号」に改める。

第二十六條第三項中「中央海上保安審議會及び地方海上保安審議會」を「海上保安審議會」に改め、同條第二項を削る。

第三十二條を次のように改める。

第三十二條 海上保安庁の船舶以外の船舶は、第四條第三項に規定する標識若しくは海上保安庁の旗又は

これらに紛らわしい標識若しくは旗を附し、又は掲げてはならない。

第三十三條に次の一項を加える。

前項の職員の種類に關する規定は、職階制に關する法律に基いて職員の種類が定められる日に、その効力を失う。

第三十五條第二項中「警備救難部」を「船舶技術部」に改める。

第三十五條の次に次の二條を加える。

第三十五條の二 海上保安庁に、航路啓開所を置く。

航路啓開所は、機雷その他の航路障害物の除去及びこれらの処理を行うための機關とする。

航路啓開所の名称、位置及び内部組織は、海上保安庁令で定める。

第三十五條の三 第三十五條第一項の事務を處理するために置かれる職員及び航路啓開所に置かれる職員の数は、第三條第三項に規定する職員の總数に含まれないものとする。

第四十三條の次に次の別表を加える。

別表

海上保安管区の区域		海上保安管区海上保安本部の位置	
北海道の区域及びその沿岸水域	保安第一海上管区	小樽市	第一海上保安本部
宮城県、福島県、岩手県、青森県、秋田県及び山形県の区域並びにその沿岸水域	保安第二海上管区	塩釜市	第二海上保安本部
東京都、千葉県、茨城県、埼玉県、栃木県、群馬県、神奈川県、山梨県、長野県、新潟県、富山県、石川県及び福井県の区域並びにその沿岸水域	保安第三海上管区	横濱市	第三海上保安本部

第六海上保安管区	第五海上保安管区	第四海上保安管区
福岡市	広島市	大阪市
第六海上保安本部	第五海上保安本部	第四海上保安本部

第二十八條中「海上保安庁法第十二條に規定する海上保安庁の事務所（以下單に海上保安庁の事務所という。）を「管区海上保安本部又はその事務所」に改める。」を「管区海上保安本部又はその事務所」に改める。

第五十四條及び第五十八條中「海上保安庁保安部」を「海上保安庁海事検査部」に改める。